

日本の精神医学の父 呉 秀三

かつて日本では、精神障害のある人を自宅の小屋等に閉じ込めておくことが合法的に認められていた。家族が申請し行政の許可を得て、精神障害者を家に監禁するもので、公的施設の不足を背景に家族に任せる仕組みだった。申請理由の多くが治安維持や近所迷惑だったという。この私宅監置は1900（明治33）年施行の精神病患者監護法で導入された制度で、座敷牢や民間の収容施設を取り締まる目的で作られた、監禁を合法化する法律であった。「監護」という奇妙な言葉は、精神病患者監禁法を主張する政府案と、保護法とすべきとする、法案の審議に参画した東京帝国大学法医学教授片山国嘉（1855～1931年）による意見の妥協の産物であると言われている¹⁾。

日本の精神医学・精神医療の草分けと言われる呉秀三（1865～1932年）が、この座敷牢とも言われる監置室の実態を調査し「精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」と題する論文を1918（大正7）年に発表している。その悲惨な状況に対して、呉は「我が邦（くに）十何万の精神病患者が実にこの病を受けたるのほかに、この邦に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」という有名な言葉を残している。呉は東京帝国大学医科大学を卒業し、1897（明治30）年から4年間、ウィーン、ハイデルベルグ、パリに留学、当時体系化された臨床精神病学を日本に導入した²⁾。1901（明治34）年の帰国と同時に医科大学教授、巣鴨病院医長（制度が変わって1904年に院長）となっている。1919（大正8）年に巣鴨病院が移転してできた東京府松澤病院長となり、現在の都立松沢病院リハビリテーション棟前には呉秀三の胸像がある（写真1）。

呉らの私宅監置廃絶の運動は議会を動かし、精神障害者の医療を国の責任で整備するための法律「精神病院法」が1919年に制定された。この法律は国及び道府県に精神病院の設置を促進することを求めたものであり、私宅監置廃絶に不可欠な法律であった。しかし帝国主義の道を走り出した政府は、軍備拡張に莫大な国費を要し、精神病院設置運営の財源は捻出されなかった。戦後、私宅監置は1950（昭和25）年施行の「精神衛生法」で国内では禁止されたが、米国統治下の沖縄では1972（昭和47）年の本土復帰まで「琉球精神衛生法」のもとに容認された。1988（昭和63）年に改正施行された「精神保健法」の現代でも、精神病に対する誤解や偏見、差別に起因する監禁事件等が起こっ



写真1 東京都立松沢病院リハビリテーション棟前の呉秀三胸像



写真2 多磨霊園の墓石と左側に顕彰碑が建つ

ている。2017（平成29）年、大阪府で精神障害のある娘を両親が10年以上監禁した事件が、2022（令和4）年2月には、神奈川県で37歳の長男を拘束した監禁容疑で両親が家族が逮捕されたとの報道があった。死亡した長男は司法解剖の結果、死因は排泄物に含まれる細菌による感染症だった。監禁場所は排泄物が処理されておらず、手錠と足かせをつけて倒れていた。

2017（平成29）年、呉秀三の事績を顕彰する「夜明け前 呉秀三と無名の精神障害者の100年」という映画が公開され反響を呼んだ³⁾。多磨霊園にある「呉家累代墓」の墓石左側に、没後50年を記念して建てられた「芳溪呉秀三先生」の顕彰碑（裏面は墓誌）がある（写真2）。

参考資料

- 1) 日本精神神経学会ホームページ (<https://www.jsnp.or.jp>) : 写真で見る学会百年の歩み
- 2) 鈴木昶, 日本医家列伝, 328-332, 大修館書店 (2013)
- 3) 映画「夜明け前 呉秀三と無名の精神傷害者100年」: <https://eiga.com/movie/89232/>

（日本診療放射線技師会 諸澄邦彦）